

こうふ開府500年記念事業(企画提案事業)助成金交付要綱

平成29年10月1日

要綱第5号

(趣旨)

第1 この要綱は、こうふ開府500年に際して、市民等で構成する団体等が自主的に企画・運営する事業(以下「企画提案事業」という。)に対して、こうふ開府500年記念事業実行委員会が行う助成金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付)

第2 こうふ開府500年記念事業実行委員会会長(以下「会長」という。)は、企画提案事業の実施について、予算の範囲内において、助成金を交付するものとする。

(事業実施主体)

第3 企画提案事業の実施主体(以下「実施主体」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 市内に事務所のある団体又は市内に在住、在勤又は在学をしている人が主な構成員となっているグループ・サークル等
- (2) 各地区自治会連合会、文化協会その他の地域活動及び社会貢献活動を実践している団体等

(助成対象要件)

第4 助成金の交付対象となる企画提案事業は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 「こうふ開府500年記念事業の基本的考え方(平成28年9月)」に照らしてふさわしい事業であること。
(信玄公生誕500年の機運醸成に繋がる事業を含む。)
- (2) 自由で斬新な発想を活かした新規事業であること。
- (3) 甲府市や地域の魅力を内外にアピールできる事業であること。
- (4) 感染症対策に万全を期し安全・安心に実施できる事業であること。
- (5) 実施主体の構成員以外の者が広く参加できる事業であること。
- (6) 実施主体が自ら企画・運営する事業であること。ただし、会場設営、看板制作などの実施主体が直接施行するよりも効率的と認められるものなど又は特殊な設備・装置を必要とするものについては委託を可能とする。
- (7) 次のいずれかの事業実施期間内に実施される事業であること。
 - ① 第1期 平成29年10月1日から平成30年3月31日まで
 - ② 第2期 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
 - ③ 第3期 平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
 - ④ 第4期 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
 - ⑤ 第5期 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (8) 甲府市(甲府市が運営費を負担する団体を含む。)から助成等を受けていない事業であること。
- (9) 特定の個人又は団体の営利又は宣伝を主な目的とする事業でないこと。
- (10) 個展、会員展、教室又はクラブの発表会等、私的範囲において行われる活動の発表にとどまると認

められる事業でないこと。

(11) 政治、宗教、思想活動等の普及を主な目的とした事業でないこと。

(12) 公序良俗又は法令に違反しないこと。(必要に応じて官公署への届出等を行うことを含む。)

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員が関与すると認められる企画提案事業は助成の対象としない。

(助成対象経費)

第5 助成金の交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、準備費を含め企画提案事業の実施に直接必要な経費とし、主催者側の人件費、管理運営経費、飲食に要する経費、備品購入費その他の会長が不相当と認める経費は助成の対象としないものとする。

(助成金額)

第6 助成金の額については、助成対象経費が20万円まではその経費の全額に相当する額、20万円を超える部分はその2分の1に相当する額とし、1年間1団体あたり50万円を限度とする。

2 助成金額について、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(事業の募集)

第7 会長は、助成金の対象となる企画提案事業を決定するために、第4第1項第7号に規定する各期ごとに、期間を定めて募集するものとする。

(提案書の提出)

第8 助成金の交付を受けて企画提案事業を実施しようとする団体等の責任者(以下「申請者」という。)は、企画提案事業提案書(第1号様式)及び提案団体等調書(第2号様式)を第7の規定による各募集期間終了までに必要書類を添えて会長へ提出するものとする。

(助成金交付の内定等)

第9 会長は、第8に規定する提案書を受理したときは、企画提案事業選考審査委員会の審査を経て、助成金交付内定又は不採択の決定を行い、当該申請者に企画提案事業内定(不採択)通知書(第3号様式)により通知するものとする。

2 前項の審査を行うにあたり、企画提案事業選考審査委員会委員長は、必要に応じ、提案団体に説明を受けることができる。

(交付申請書の提出)

第10 第9の規定により助成金の内定を受けた申請者(以下「助成対象者」という。)は、企画提案事業助成金交付申請書(第4号様式)を会長に提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第11 会長は、第10の申請を受けたときは、交付又は不交付の決定を行い、交付の場合はその目的を達成するために必要な条件を付して、不交付の場合はその理由を付して企画提案事業助成金交付(不交付)

決定通知書(第5号様式)により、助成対象者に通知するものとする。

(助成対象事業の内容変更等)

第12 助成対象者は、企画提案事業の内容について変更又は中止をしようとするときは、企画提案事業変更(中止)申請書(第6号様式)を提出し、あらかじめ会長の承認を受けなければならない。ただし、助成金額の変更を伴わない軽微な変更の場合は、この限りでない。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、企画提案事業変更(中止)決定通知書(第7号様式)に条件を付して、その旨を助成対象者に通知する。

(実績報告)

第13 助成対象者は、事業が完了したときは、速やかに企画提案事業実績報告書(第8号様式)を会長に提出するものとする。

(助成金の交付申請等)

第14 助成金の交付は、精算払とする。ただし、助成金の交付目的を達成するため会長が必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

2 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、企画提案事業助成金交付(精算払)請求書(第9号様式)又は企画提案事業助成金交付(概算払)請求書(第10号様式)を会長に提出するものとする。

(助成金額の確定)

第15 会長は、第13の規定により、実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の金額を確定し、企画提案事業助成金額確定通知書(第11号様式)により助成対象者に通知するものとする。

2 前項の規定により確定した助成金の額と概算払された助成金の額との間に差額が生じたときは、助成対象者は、その差額を会長に返還しなければならない。

(交付決定の取消し)

第16 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を第5に規定する経費以外の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付決定の条件その他この要綱に違反したとき。

(助成金の返還)

第17 会長は、第12第2項の規定により企画提案事業の中止を承認した場合又は第16の規定により助成金の交付決定を取り消した場合であって、当該中止又は取消しに係る部分について、既に助成金が交付されているときは、企画提案事業助成金返還通知書兼請求書(第12号様式)により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(帳簿類の整備)

第18 助成金の交付を受けた団体は、助成の対象となる事業に関し必要な帳簿を整備しておかなければな

らない。

(その他)

第19 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。